

元生畜第663号

令和元年9月3日

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
会長 今井 康夫 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛精液や受精卵の凍結処理・保存に用いる液体窒素の販売に係る
取扱いについて（依頼）

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきたところではありますが、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっています。

農林水産省では、このような状況を踏まえ、平成31年2月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年7月までに計5回にわたる議論を重ね、先般、中間とりまとめを公表したところです。中間とりまとめでは、遺伝資源の流通管理の徹底を図る中、遺伝資源の凍結処理・保存のために利用される液体窒素の供給業者など、畜産関係以外の方々にも、和牛遺伝資源保護について意識の共有が図られるよう、周知や協力を依頼することも重要であるとの指摘を受けました。

つきましては、別添資料の内容についてご理解の上、液体窒素の販売事業所において液体窒素の販売をする場合には、購入者に対する利用目的の問いかけ（和牛遺伝資源の輸出目的ではないこと）、身分の確認（家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師又は牛の飼養者であること）を行うなど、和牛遺伝資源の不正流出の防止にご協力お願いいたします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

和牛遺伝資源の処理・保存用の液体窒素の販売について

ご注意ください!!

和牛は、関係者が長い年月をかけて改良してきた日本固有の財産であることから、その遺伝資源(精液や受精卵)は、国内で活用することが基本です。

また、牛の精液や受精卵は、動物検疫上の理由から海外に持ち出すことはできません。

和牛の遺伝資源の処理・保存のために液体窒素の販売を求められた際には、購入者に対し、

- ① 利用目的(海外への遺伝資源の輸出ではないこと)
- ② 購入者の身分(家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師、又は牛の飼養者であること)

などを確認していただき、疑わしい者から販売依頼があった場合には、所管の都道府県庁畜産主務課へご連絡いただくなど、和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止にご協力をお願いします。

和牛の遺伝資源を みんなで 守りましょう

「和牛遺伝資源国内活用協議会」は「和牛」の遺伝資源の保護や国内での活用を守り、海外への流出を防ぐための活動をしています。

今後も、「和牛」の遺伝資源(精液、受精卵、未受精卵、生体など)は日本の宝ものとして、国内で活用しましょう。



【参考】

一般的な精液や受精卵の保存容器



農林水産省 生産局畜産部 畜産振興課
TEL 03-6744-2587